

朝霞市景観形成補助金制度の概要

1【目的】

朝霞市らしい景観を地域の財産として大切に守り育て、次の世代へ引き継ぐとともに、広く内外に発信しながら、まちの魅力を高める良好な景観づくりを進めていくためには、市民・事業者・行政の連携と協働が不可欠です。

市では、朝霞市景観計画（平成27年10月策定）に基づき、住民などが主体となった良好な景観づくりの取り組みを支援するため、その活動等に要した費用の一部に補助金を交付します。

2【根拠】

○朝霞市景観条例第33条
 (支援) 市長は、良好な景観の形成を推進するため、次に掲げるものに対して、技術的な支援又は予算の範囲内において財政的な支援をすることができる。
 (1) 景観重要建造物の所有者 (2) 景観重要樹木の所有者
 (3) 法第81条に規定する景観協定を締結した者 (4) 景観づくり団体
 (5) 景観づくり協定を締結した者 (6) 景観資源の所有者又は管理者
 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

○朝霞市みどりのまちづくり基金施行規則第4条第4号
 (使途) 基金は、次に掲げる事業に使用するものとする。
 (1) 緑地の取得事業 (2) 緑地として植栽を予定する用地の取得事業 (3) 市民等による生物多様性の保全に資する緑化事業 (4) **市民等による良好な景観の形成に資する事業**
 (5) 前各号に掲げるもののほか、基金設置目的を達成するために必要な事業

3【交付対象者】

○朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準
 第2条 景観形成補助金の交付対象は、次に掲げる者（以下「交付対象者」という。）とする。
 (1) 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により指定した景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）又は法第28条第1項の規定により指定した景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）の所有者
 (2) 朝霞市景観条例（平成27年朝霞市条例第24号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定により選定したあさか景観資源（以下「景観資源」という。）の所有者又は管理者
 (3) 法第81条第1項の規定により景観協定を締結し、同法第83条の規定により認可を受けた団体又は景観協定を締結し認可を受けようとする団体
 (4) 条例第26条第1項の規定により認定した景観づくり団体又は景観づくり団体を結成し認定を受けようとする団体
 (5) 条例第27条第1項の規定により景観づくり協定を締結し認定された団体又は景観づくり協定を締結し認定を受けようとする団体
 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4【交付対象行為】

○朝霞市景観形成補助金交付に関する事務取扱基準
 第3条 景観形成補助金の交付対象となる規則第4条第4号に規定する事業（以下「交付対象行為」という。）は、まちの魅力を高める良好な景観づくりであって、次に掲げる行為とする。
 (1) 景観重要建造物の外観の維持及び保全に係る行為又は景観重要建造物を活用した地域の良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
 (2) 景観重要樹木の維持及び保全に係る行為又は景観重要樹木を活用した地域の良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
 (3) 景観資源の整備、維持及び保全に係る行為又は景観資源を活用した地域の良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
 (4) 景観協定を定めた区域内における良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
 (5) 景観づくり重点地区の区域内における良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
 (6) 景観づくり協定を定めた区域内における良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
 (7) 交付対象者が行う良好な景観の形成に寄与すると認められる行為
 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める行為

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象行為とならない。
 (1) 市民等の財産権の不当な侵害につながるおそれのある行為
 (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける行為
 (3) 本市の類似する補助等の交付を受ける行為

5【補助金】

対象	交付対象経費	交付率等 (交付限度額)		交付制限
		交付回数	交付率	
景観重要建造物	景観重要建造物の外観の維持及び保全に係る経費	2分の1 (1年当たり100万円)		同一敷地内の交付対象について、300万円を超えないものとする。
	景観重要建造物に付帯する門、塀等工作物の外観の維持及び保全に係る経費	2分の1 (1年当たり50万円)		
	景観重要建造物を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	1回目	4分の3 (10万円)	同一行為につき3回までとする。
		2回目	3分の2 (10万円)	
3回目		2分の1 (10万円)		
景観重要樹木	景観重要樹木の診断及び治療等に係る経費	2分の1 (1年当たり50万円)		同一敷地内の交付対象について、150万円を超えないものとする。
	景観重要樹木の維持及び保全に係る経費	2分の1 (1年当たり20万円)		
	景観重要樹木を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	1回目	4分の3 (10万円)	同一行為につき3回までとする。
		2回目	3分の2 (10万円)	
3回目		2分の1 (10万円)		
景観資源	景観資源の整備、維持及び保全に係る経費	2分の1 (1年当たり50万円)		同一敷地内の交付対象について、150万円を超えないものとする。
	景観資源を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	1回目	4分の3 (10万円)	
		2回目	3分の2 (10万円)	
		3回目	2分の1 (10万円)	
良好な景観形成	地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる緑化事業又は休憩スペース等の設置等に係る経費	1回目	4分の3 (20万円)	同一行為につき3回までとする。
		2回目	3分の2 (20万円)	
		3回目	2分の1 (20万円)	
	景観に係る計画又はルールの作成その他調査研究活動等に係る経費 景観に係る研修会、イベント等の実施その他情報発信又は啓発活動等に係る経費 景観協定の締結又は景観づくり団体の設立等に向けた活動	1回目	4分の3 (10万円)	1の交付対象者が受けることができる補助金は、1年度につき1回、最初に補助金の決定を受けた日の属する年度から起算して3年度限りとする。
		2回目	3分の2 (10万円)	
		3回目	2分の1 (10万円)	
	その他市長が必要と認める行為に係る経費	-		内容を勘案して決定する。

景観形成補助金制度の運用

○地域の景観資源を活かしたまちづくり

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度

個性豊かで魅力的な景観形成を進めるためには、地域の景観資源を活かしたまちづくりが重要です。特に地域のシンボルのような市民に親しまれている建造物や樹木は、愛着の持てる景観づくりに大きな役割をもちます。このことから市では、特に重要な建造物や樹木の保全と活用を支援する景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度を設け、指定を受けた建造物や樹木に対して、保全等に係る経費の一部について補助金を交付します。

景観重要建造物の指定にあたっての方針	
1	市内にある建造物で、歴史的、文化的に価値があるもの、地域で親しまれているもの、デザイン性に優れたもの。
2	比較的新しい建造物でも、地域で親しまれ、愛着を持たれているものは対象とする。
3	対象建造物を活用した、地域の活性化等に資するイベント等が見込めるもの。
景観重要樹木の指定にあたっての方針	
1	市内にある樹木で、住民に親しまれているもの、樹容が特に優れているもの
2	比較的若い樹木でも、地域で親しまれ、愛着を持たれているものは対象とする。
3	対象樹木を活用した、地域の活性化等に資するイベント等が見込めるもの。

(補助制度の概要)

交付対象経費 (景観重要建造物)	交付率 (交付限度額)	
景観重要建造物の外観の維持及び保全に係る経費	2分の1 (1年当たり100万円以内)	
景観重要建造物に付帯する門、塀等工作物の外観の維持及び保全に係る経費	2分の1 (1年当たり50万円以内)	
景観重要建造物を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	交付回数	交付率
	1回目	4分の3 (10万円)
	2回目	3分の2 (10万円)
3回目	2分の1 (10万円)	

交付対象経費 (景観重要樹木)	交付率 (交付限度額)	
景観重要樹木の診断及び治療に係る経費	2分の1 (1年当たり50万円以内)	
景観重要樹木の維持及び保全に係る経費	2分の1 (1年当たり20万円以内)	
景観重要樹木を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	交付回数	交付率
	1回目	4分の3 (10万円)
	2回目	3分の2 (10万円)
3回目	2分の1 (10万円)	

あさか景観資源の選定

市民に親しまれている特徴的な景観を市民等との協働で発掘・整備し、あさか景観資源として選定します。あさか景観資源は、個性ある地域の良好な景観づくりのために保全と活用を図ります。このことから市では、良好な視点の場の発掘、整備・保全及び活用に係る経費の一部について補助金を交付します。

(補助制度の概要)

交付対象経費	交付率 (交付限度額)	
景観資源の整備、維持及び保全に係る経費	2分の1 (50万円/年以内)	
景観資源を活用した地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる事業に係る経費	交付回数	交付率
	1回目	4分の3 (10万円)
	2回目	3分の2 (10万円)
3回目	2分の1 (10万円)	

○住民同士のルールづくり

景観協定・景観づくり協定制度

土地所有者等の合意により、建築物や工作物、緑化、看板、駐車場など、景観に関する様々なルールを決めて守っていく制度です。美しいまち並みを守ることで、生活環境が向上し、ゆとりややすらぎが感じられ、安心・安全なまちになります。このことから市では、協定を締結した景観まちづくりを実践する団体等に対して、その活動等に係る経費の一部について補助金を交付します。

(補助制度の概要)

交付対象経費	交付率 (交付限度額)	
地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる緑化事業又は休憩スペース等の設置等に係る経費	交付回数	交付率
	1回目	4分の3 (20万円)
	2回目	3分の2 (20万円)
3回目	2分の1 (20万円)	
景観に係る計画又はルールの作成その他調査研究活動等に係る経費 景観に係る研修会、イベント等の実施その他情報発信又は啓発活動等に係る経費 景観協定の締結又は景観づくり団体の設立等に向けた活動	交付回数	交付率
	1回目	4分の3 (10万円)
	2回目	3分の2 (10万円)
3回目	2分の1 (10万円)	

○市民と市の協働による景観まちづくり

景観づくり団体の認定

主体的に景観まちづくりに取り組む市民や事業者で組織する団体を景観づくり団体に認定します。景観づくり団体は、地域の身近な景観づくり活動だけでなく、幅広い活動により景観まちづくりを担っていくことが期待されます。このことから市では、認定した景観まちづくりを実践する団体に対して、その活動等に係る経費の一部について補助金を交付します。

(補助制度の概要)

交付対象経費	交付率 (交付限度額)	
地域のにぎわい等の創出に寄与すると認められる緑化事業又は休憩スペース等の設置等に係る経費	交付回数	交付率
	1回目	4分の3 (20万円)
	2回目	3分の2 (20万円)
3回目	2分の1 (20万円)	
景観に係る計画又はルールの作成その他調査研究活動等に係る経費 景観に係る研修会、イベント等の実施その他情報発信又は啓発活動等に係る経費 景観協定の締結又は景観づくり団体の設立等に向けた活動	交付回数	交付率
	1回目	4分の3 (10万円)
	2回目	3分の2 (10万円)
3回目	2分の1 (10万円)	

○地域の良好な景観形成に寄与する行為

ハード事業(にぎわいの創出とおもてなしを演出する整備)

(景観重点地区内)

交付対象経費	交付率 (交付限度額)	
・建築物の新築、増改築、修繕、模様替等の工事費のうち外観に係る経費 ・工作物等(門、塀、柵、屋外広告物、駐車場等)の新築、増改築、修繕、模様替等の工事費のうち外観に係る経費 ・道路等公共に面する部分のベンチ等の休憩スペース、交流・オープンスペース等の整備 ・道路等公共に面する部分の緑化活動(沿道緑化、シンボルツリーの植栽、プランターの設置等)に係る経費 ・その他市長が必要と認める行為	交付回数	交付率
	1回目	4分の3 (20万円)
	2回目	3分の2 (20万円)
3回目	2分の1 (20万円)	

(景観協定及び景観づくり協定地区等)

交付対象経費	交付率 (交付限度額)	
・道路等公共に面する部分のベンチ等の休憩スペース、交流・オープンスペース等の整備 ・道路等公共に面する部分の緑化活動(沿道緑化、シンボルツリーの植栽、プランターの設置等)に係る経費 ・その他市長が必要と認める行為	交付回数	交付率
	1回目	4分の3 (20万円)
	2回目	3分の2 (20万円)
3回目	2分の1 (20万円)	

ソフト事業(にぎわいの創出に繋がるイベント等の実施)

(市内全域)

交付対象経費	交付率 (交付限度額)	
・景観に関するセミナー、ワークショップ、講演会、研修会等の開催 ・景観に関する計画、自主的なルールづくりその他調査研究活動 ・景観に関する周知、広報活動 ・景観重要建造物、景観重要樹木、地域の景観資源等を活用したライトアップ、スタンプラリー、ガイドツアー、コンサート、フォトコンテスト、オープンガーデン等の開催その他意識啓発活動 ・その他市長が必要と認める行為	交付回数	交付率
	1回目	4分の3 (10万円)
	2回目	3分の2 (10万円)
3回目	2分の1 (10万円)	

ソフト事業における交付対象となる経費

交付対象となる経費			
(1) 謝礼金	講演会等に係る講師謝金等		
(2) 消耗品費	消耗品の購入費		
(3) 印刷費	パンフレット、チラシ等の広告物、報告書その他資料の印刷費、複写費		
(4) 資料費	図書、文献・資料等の購入費		
(5) 通信費	ハガキ・切手等の郵便料		
(6) 保険料	損害保険料		
(7) 使用料	会議室、イベント会場の使用料、物品の賃借料		
(8) その他	市長が適当と認める経費		
交付対象とならない経費			
(1) 備品購入費	(2) 団体等の運営に係る経常的な経費(電話代、光熱水費、ガソリン代)	(3) 交通費	
(4) 食料費	(5) 構成員に対する人件費	(6) 個人給付的な経費	(7) 領収書等支払を証するものがない経費等